

令和5年度 高校生活のきまり

(1)登下校について	①登下校は必ず定時制玄関を使用し、自分の下足棚を利用する。 （下足棚～上段は外靴、下段は上靴）＊絨毯部分は土足厳禁
	②SHR開始時（午後5:40）には教室に着席する。
	③用事のない場合は、午後9:40には下校とする。原則、午後10:00以降は、校地内に残らず帰宅する。
(2)通学について	自転車通学 自転車点検に合格した自転車を使用し、登録シールを貼ること。
	自動車通学 運転免許証取得書（通学願）を提出し、安全運転に心がけること。
(3)授業について	①始業チャイムの合図とともに着席し、授業を受ける準備をすませておく。（教科書・ノート類は机上に、授業に不必要なものはしまうこと。）
	②授業中の携帯・スマホ・イヤホン等は原則使用禁止とする。 授業中は電源を切るか、マナーモードにしてしまっておくこと。 （授業中、教科担からの指示がある場合のみ使用可能です。） 授業中は家庭やアルバイト先からのメール連絡も控えてください。 事前にそのルールを伝えておくことも必要です。 ＊緊急の場合は、定時制職員室☎26-1053へ電話とする。
	③授業の安易な遅刻・中抜け・早退をしないこと。
	④授業中、他の生徒の授業を妨げるような迷惑行為をしないこと。

(4)欠席・遅刻について	①欠席・遅刻する場合、必ず事前に担任へ電話連絡をすること。 連絡がない場合、担任から保護者の方へ電話を入れます。 ＊法事による欠席など、事前に分かっている所用は、早めに担任へ申し出ておくこと。その際の当日連絡は不要です。
(5)貴重品について	①校内に貴重品、多額の現金は持参しないこと。持参した場合は、責任を持って各自で身につけて管理すること。 学校徴収費などは、登校時又は始業のSHR時に担任へ渡すこと。
	②所持品には必ず記名をすること。＊上靴も同様
	③生徒間での金品、物品の貸借や贈与はしないこと。
(6)その他	①次のような行為は絶対に行わないこと。 →学校生活を妨げる行為（いじめ、からかい、指導拒否等） →違法行為（暴力、窃盗、喫煙、飲酒、無免許運転等） →SNSトラブル（不適切な投稿、誹謗中傷、チケット転売詐欺） →民法改正18歳成人（定期購入契約トラブル、借金・クレカトラブル、通信契約トラブル等）
	②学校生活で困ったこと、心配なこと、相談したいことがある場合すぐに教員に申し出ること。
	③本校生徒以外の友人等を校舎内に無断で出入りさせない。
	④休み時間に敷地外に出ることはできません。
	⑤空気中に漂う「香り」によって体調不良を起こす人がいますので、過度な香水整髪料等は控えるようにしてください。